

職務発明の相当対価請求権と時効利益の放棄

知的財産高等裁判所 平成25年1月31日判決
平成24年(ネ)第10052号 職務発明対価支払請求控訴事件

島 並 良*

【要 旨】

第一審被告Y社（アステラス製薬株式会社）の前身であるA社（山之内製薬株式会社）の元従業員であり、その在職中に完成された発明の共同発明者の1人である第一審原告Xが、Yに対し、平成16年改正前特許法35条に基づき、上記各職務発明に係る特許を受ける権利をYに承継させたことによる相当の対価の一部請求として、10億円及び遅延損害金の支払を求めた事案の控訴審である。知財高裁は、Yが自社の現行職務発明に基づいて実施時補償を支払ったことから時効利益の一部放棄を認める一方、残部については消滅時効の援用により確定的に消滅したとして、Yの控訴に基づき原判決を変更し、相当対価額を減額した。

【事 実】

1. 第一審原告Xは、第一審被告Y社の前身であるA社の元従業員であり（昭和45年4月入社、平成15年11月1日退職）、その在職中に完成した、名称を「スルフアモイル置換フェネチルアミン誘導体」とする発明（以下「本件物質発明」という。）および「置換フェネチルアミン誘導体の製造法」とする発明（以下「本件製法発明」という。）の共同発明者の1人である（両発明を併せて、以下「本件発明」ともいう。）。

なお、本件発明の共同発明者間におけるXの貢献度が、本件物質発明については40%、本件製法発明については90%であることに争いはないが、使用者利益に対する使用者Aと、Xを含む共同発明者全員との間の貢献割合については、後述のとおり争いがある。

2. 主として医薬品等の製造販売および輸出入等を目的とする株式会社であるYは、平成17年4月1日にAとB社（藤沢薬品工業株式会社）が合併して成立した。Yは、本件物質発明に含まれる塩酸タムスロシンという物質を有効成分とする前立腺肥大症に伴う排尿障害治療剤（商品名「ハルナール」）を製造・販売している。

また、本件物質発明は、日本、米国および欧州等で特許されており（以下各特許を「日本物質特許」、「米国物質特許」等といい、これら全てを総称して「本件物質特許」という。）、本件製法発明は日本およびスペインで特許されている（以下各特許を「日本製法特許」等といい、これら全てを総称して「本件製法特許」という。）。このうち、出願が最も古い日本物質特許（特許第1443699号）の出願日は昭和55年2月8日、登録日は昭和63年6月8日である。本件物質特許および本件製法特許（これらを併せて「本件特許」ともいう。）についてはいずれも、出

* 神戸大学教授 Ryo SHIMANAMI

願人および当初の特許権者はA、現在の特許権者はYである。

3. 本件物質発明に係る全ての特許を受ける権利の相当対価請求権は、国内外を含めて平成2年2月8日が経過することにより、また本件製法発明に係る全ての特許を受ける権利の相当対価請求権は、国内外を含めて平成7年11月13日が経過することにより、いずれも消滅時効期間が経過している。そして、Aは、Bとの合併によりYの旧職務発明規定が施行される平成17年4月1日までは、いつでも消滅時効を援用することにより債務を免れることができる状態にあった。

Yは、社内の現行職務発明規程（以下、「Y現行規程」という。）に基づき、米国物質特許および欧州物質特許の平成17年4月1日（前述のとおり、AとBが合併してYが成立し、Yの旧職務発明規程が施行された日。）から平成20年3月31日までの期間の実施時補償額309万8,400円、および日本製法特許の同期間の実実施時補償額26万1,500円の合計335万9,900円を、平成21年3月6日にXへ支払った（以下「本件支払」という。）。

4. 以上の事実を前提にして、Xが、Yに対し、平成16年法律第79号による改正前の特許法（以下「改正前特許法」ないし単に「法」ともいう。）35条3項に基づき、当該各職務発明に係る特許を受ける権利をAに承継させたことによる相当の対価（総額40億円は下らないとXは主張している）の一部請求として10億円およびこれに対する遅延損害金の支払を求めたのが本件である。

争点は多岐にわたるが、使用者利益に対するAの貢献度など多くは事実認定に関わるものであり、法律上の主たる争点は消滅時効の成否にある。すなわち、Yは、Xの相当対価請求権が

時効消滅していると主張したのに対して、Xは、本件支払が時効利益の放棄に当たると主張した。

5. 原判決¹⁾は、Xの上記請求について、ハルナールの上市から、平成17年4月1日当時に存続期間が満了していなかった日本製法特許、スペイン製法特許、米国物質特許および欧州物質特許の各存続期間満了までの、売上実績に基づく相当対価額（合計1億6,874万円）から本件支払額を控除した1億6,538万円、およびこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で認容し、その余の請求を棄却した。

その際、Yは、相当対価請求権の時効の完成を知っていたが、本件支払の対象となった各特許については実施による利益の有無等の検討を行った上で実施時補償として本件支払を行ったことが認められるから、その対象となった各特許については本件支払により時効の利益を放棄したと認められるとされた。

X・Yの双方が原判決を不服として控訴。

【判 旨】

1. 「Yは、…上記の各国（筆者注：イタリア、スペイン、フランス、イギリス、オランダ、ポルトガル及びベルギー）においては、使用者が発明に基づく特許を受ける権利を独占しているから、法35条所定の独占の利益（筆者注：従業者たる発明者が使用者に特許を受ける権利を承継させたことによる使用者の利益）が存在しないと主張する。

しかし、…本件では、特許を受ける権利が諸外国においてどのように取り扱われ、どのような効力を有するかという問題ではなく、当事者間の特許を受ける権利の譲渡の対価という、当該譲渡の原因関係である債権的法律行為の効力が問題となっているから、Yの上記主張は、その前提を誤るものである。むしろ、法35条3

項、4項の類推適用の基礎は、各国の法制が我が国と同様であることにあるのではなく、特許を受ける権利が社会的事実としては実質的に1個であることや、当該発明に関する法律関係を一元的に処理しようという当事者の通常の意味にあるのであり、後記認定の本件の事実関係に照らせば、本件でもそのような類推適用の基礎が存在するものと認められる。

よって、Yの上記主張は、採用できない。」

2. 「Yは、本件支払に当たり、上記相当対価請求権の時効の完成を知っていたものであるが、本件支払の対象となった各特許（米国物質特許、欧州物質特許及び日本製法特許）については、これに基づく支払額について当事者間に争いがあったにもかかわらず、Y現行規程に基づき、実施による利益の有無等の検討を行った上で、実施時補償としての本件支払を行ったことが認められるから、本件支払により、当該各特許を受ける権利の承継に基づく相当対価請求権について時効利益を放棄したものと認めるのが相当である。

他方、本件支払の対象となったのは、上記のとおり、米国物質特許、欧州物質特許及び日本製法特許を受ける権利の承継に基づく相当対価請求権に限られるから、Yによる時効利益の放棄の対象も、当該相当対価請求権に限られ、その余の相当対価請求権は、いずれも時効利益が放棄されていないから、Yによる本件援用（筆者注・第一回口頭弁論期日における時効の援用）により、確定的に消滅したものと認められる。」

「本件支払により時効利益の放棄の対象となった相当対価請求権は、米国物質特許、欧州物質特許及び日本製法特許を受ける権利の承継に基づくものであるが、証拠（略）によれば、日本製法特許が我が国におけるハルナールの製造には使用されていなかったものと認められるか

ら、日本製法特許については、それによる超過売上高等を観念することができない。

したがって、日本製法特許に関する相当対価請求権の額は、零である。」

「Yは、前記認定のとおり、本件支払に当たって、Y現行規程について説明を加えた上で、実施時補償として支払の対象となる利益の時期を平成17年4月1日以降に限定するとともに、それより前の利益に基づく実施時補償がAの旧規程によっては支払対象とならないこと、すなわち当該実施時補償のうち同日以降の利益に基づく部分については支払義務を認める一方、それより前の部分についてはYに支払義務がないとの意思をいずれもXに対して明確に伝えているから、Yによる上記時効利益の放棄という意思表示は、米国物質特許及び欧州物質特許を受ける権利の承継に基づく相当対価請求権のうち当該各特許による同日以降の利益に基づく部分のみを対象としてされたものと解するのが相当であって、Yは、本件支払により、当該相当対価請求権の同年3月31日以前の利益に基づく部分についてまで時効利益を放棄したものとはいえない。

したがって、Yは、米国物質特許及び欧州物質特許を受ける権利の承継に基づく相当対価請求権の平成17年4月1日以降の利益に基づく部分については、本件支払により時効利益を放棄しているから、当該部分について後に本件援用をしたからといって、その支払を拒むことはできない一方、同年3月31日以前の利益に基づく部分について、本件支払後に時効を援用することについて何ら妨げがなく、当該部分は、いずれも本件援用により確定的に消滅したものである。」

3. 「Yは、本件支払がAとBの合併後の従業員への処遇という政策的目的に基づく特別な措置であり、一種の恩賞という意味合いでされたも

のにすぎず、改正後の特許法に基づく支払であるから法（改正前特許法）に基づいて発生した相当対価請求権に対する支払には当たらないし、また、Yには消滅時効期間が経過した相当対価請求権に対する支払という認識がなかったから、本件支払が時効利益の放棄に当たらず、本件援用が信義則に反しないと主張する。

しかしながら、前記認定のとおり、Yは、他の職務発明に適用されるのと同じY現行規程に基づいて本件支払を行っているから、動機において政策的な目的を含んでいたとしても、本件支払を直ちに恩賞等と解することはできない。むしろ、Yは、前記のとおり、本件発明に係る全ての特許を受ける権利に基づく相当対価請求権の時効の完成を知っており、かつ、その額について当事者間に争いがあったにもかかわらず、米国物質特許及び欧州物質特許等の平成17年4月1日以降の部分について、Y現行規程に基づき、実施による利益の有無等の検討を行った上で、実施時補償としての本件支払を行ったものであるから、本件支払により、当該部分について時効利益を放棄したものというほかない。

また、本件支払が改正後の特許法に則って制定されたY現行規程に基づいて行われたからといって、Xは法（改正前特許法）に基づいて発生した相当対価請求権を有していたことに変わりはなく、かつ、本件支払がそれ以外の債務に対する弁済としてされたと認めるに足りる証拠はないから、本件支払は、Xの有する当該相当対価請求権に対するものというべきである。」

4. 「Xは、本件特許が社会的事実としては実質的に1個と評価される同一の発明から生じたものであるから、Yによる本件支払がある以上、本件発明に係る全ての特許を受ける権利に基づく相当対価請求権について消滅時効を認めるべきではないと主張する。

しかしながら、…特許を受ける権利は、成立した1つの特許権ごとに観念されるから、職務発明における特許権を受ける権利（筆者注：特許を受ける権利）の承継に基づく対価請求権も、特許権ごとに発生すると解するのが相当であって、その消滅時効の成否についても、特許権ごとに判断するのが相当である。」

「Xは、明確に区別できない1個の訴訟物である相当対価請求権が、対象製品の年度売上げにより区別されることが不合理であり、Yが本件支払に当たって消滅時効の完成を知らずして時効利益を放棄するものではない旨の留保もしなかったのであるから、本件支払により相当対価につき弁済すべき意思を明らかにしたものであって、その後の本件援用が認められないと主張する。

しかしながら、後記のとおり、法35条3項所定の『相当の対価』は、本来、使用者等が特許を受ける権利を承継した時点での価値として把握されるべきものであるが、権利承継の時点までの資料によってそのような価値として把握することは困難であり、相当対価の算定に当たっては、使用者等が特許を受ける権利を承継して特許を取得した結果、現実に利益を得たときはその得た利益の額及びその利益を得るについて使用者等が貢献した程度等の権利承継後の事情をも資料として判断するのが相当であるところ、Y現行規程は、このような考え方にに基づき、算定期間ごとの具体的な利益額等を考慮に入れて実施時補償の金額を定めるものであるから、法35条の趣旨に反するものではない。そして、Yは、前記認定のとおり、本件支払に当たって、Y現行規程について説明を加えた上で、実施時補償のうち平成17年4月1日以降の利益に基づく部分については支払義務を認める一方、それより前の部分についてはYに支払義務がないとの意思をいずれもXに対して明確に伝えているから、これによりXの有する相当対価請求権の

うち同日以降の部分に限定して時効利益を放棄したと解することは、Yの意思表示の解釈として自然であるのみならず、X及びYの認識に即した合理的なものであり、このような解釈を妨げるべき事情も見当たらない。

以上によれば、米国物質特許及び欧州物質特許等の特許を受ける権利の承継に基づく相当対価請求権の消滅時効について、平成17年4月1日以降の部分とそれより前の部分に分けて考えることは、何ら不合理ではなく、本件支払によって、Yが無条件に相当対価請求権の支払に応じる意思を明らかにしたものと解することもできない。」

【研究】判旨反対

1. はじめに

本判決は、使用者企業が、社内の職務発明規程に従い、一定の期間の特許製品の売上に応じた実績補償として特許を受ける権利の承継の対価を支払った場合に、当該期間の始期以前の実績分については相当対価請求権（35条3項）が時効消滅した一方で、同始期以降の実績分についてはこの支払をもって同請求権の時効利益の放棄があったとされたものである。本件の各発明および各特許ごとに、相当対価請求権の存否に関して本判決の結論をまとめると、次の表1のとおりとなる。

本判決には、①契約準拠法を選択している点、

②準拠法選択という抵触法上の問題と、準拠法として日本法が選択された後の日本特許法35条3項、4項の（類推）適用の可否という実質法解釈の問題とを区別せずに扱っている点、③具体的制度が日本とは大きく異なる外国で特許を受ける権利についても日本特許法35条3項、4項を類推適用している点、④相当対価請求権の成否（35条3項適用の可否）については各国権利を実質的に1つであるとして一体的に捉えつつ（判旨1.）、同時に35条3項類推適用後の消滅時効の成否については各国権利を個別的に捉えている（判旨4.）点²⁾など、前提的な理解についてもさまざまな疑問がある。しかし、これらの多くは日立製作所光ディスク事件最高裁判決³⁾に沿った判断であり⁴⁾、また同判決に対して筆者はすでに反対する旨の意見を別稿⁵⁾で記したことがある。そこで、紙幅の制約もあることから、以下では、時効利益の放棄に関する点に焦点を絞り検討を加える。

2. 時効利益の放棄とは何か

本件判旨2. は、事後的な社内規程に基づいた約定額の支払をもって、その対象となった権利および時期については、相当対価請求権の消滅時効に関する時効利益の放棄にあたるものとしたものである。

時効利益の放棄とは、時効の援用権者が時効の利益を受けない旨の意思表示をすることであり、債務者保護の観点から「時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。」と定める

表1 相当対価請求権の存否に関する本判決の結論のまとめ

発明	特許	相当対価請求権の存否
本件 物質発明	日本物質特許	本件援用により時効消滅
	米国物質特許	・平17/4/1以前の実績分の補償は本件援用により時効消滅 ・平17/4/1以後の実績分の補償は本件支払で時効利益放棄
	欧州物質特許	
本件 製法発明	日本製法特許	ハルナールに不使用のため額がゼロ
	スペイン製法特許	本件援用により時効消滅

民法146条の反対解釈により、時効完成後については時効利益の放棄が許されるものとされている。時効は、債務者が援用しないとその効果が発生しないため（民145条）、時効利益の放棄により、債務消滅という消滅時効の効果は確定的に発生しないこととなる。

なお、時効利益の放棄は、上述のとおり時効の利益を受けない旨の意思表示であるから、債務者が時効の完成を知っていることが前提となる。これに対して、債務者が時効の完成を知らずに債務の存在を前提とした行為（自認行為）をした場合、かつての判例⁶⁾は時効完成の認識を推定しつつ、反証によるその覆滅を容易には認めていなかった。しかし、むしろ時効完成の認識があれば自認行為に及ばないことが通常であることから、現在の判例⁷⁾はこのような不自然な推定構成を採らず、端的に信義則によって援用権の行使を認めないという援用権喪失構成を採る⁸⁾。

したがって、債務者が債務の存在を前提とした行為をした場合には、権利承継対価請求権の消滅時効完成を使用者が知っていれば時効利益の放棄として、知らなければ信義則による援用権喪失により、いずれにしても時効消滅の効果は発生しない。

3. 職務発明に関する先例

職務発明の相当対価請求訴訟では、本件のように、消滅時効完成後の使用者からの補償金や報奨金等の支払が、時効利益の放棄ないし信義則によって援用権が喪失する自認行為にあたるかが争われることがある。

過去の裁判例では、時効完成後に功績表彰の副賞として金銭が授与された事案について、それが「職務発明の発明者に与えられる場合があったとしても、その性質は、元来、恩恵的な表彰というべきものであって、功績表彰の副賞として授与される金銭は、職務発明の対価として

の性質を有するものとは認められない。」として、その支払を時効完成後の債務承認にはあたらないとされたもの⁹⁾がある。

その一方で、社内の発明取扱規程に補償金とは別に定められた「特許報奨金」が、時効完成後に支払われた事案について、「その名称のいかんを問わず、その実質は実績補償金に当たるといわざるを得ない。」として、「いわゆる実績補償の性質を有するものであり、特許法35条3項、4項所定の相当の対価の一部に当たると解される。したがって、その支払は、相当の対価の支払債務について時効が完成した後に当該債務を承認したものであるから、被告が当該債務について消滅時効を援用することは、信義則に照らし許されないものと解するのが相当である。」とされた例¹⁰⁾もある¹¹⁾。

本件では、本件支払は恩恵的表彰ではなく、職務発明の対価としての実績補償金にほかならないものであったから、支払われた金銭の性質に着目するこれら先例の流れに沿うものであるといえる（その当否については後述）。

4. 約定対価と消滅時効

本判決の特徴は、むしろ、時効利益の放棄が認められる時期を限定した点にある。

Yは、第1審の時点で既に、平成17年4月1日以降の売上に対応する部分という明確に区別された部分の弁済として本件支払は行われたのだから、当該部分のみの時効利益の放棄になるにすぎないと主張していた。これに対して、本件原判決¹²⁾は、「相当対価請求権は、特許を受ける権利の承継の対価についての請求権であり、それは時期的に区切られた権利として成立するものではなく、権利の承継時に全体として1個の請求権として成立するものである。その算定をするに当たって、被告の期間ごとの利益が算定資料として考慮されるとしても、それはあくまでも算定のための標識であるにすぎない

のであって、算定期間が相当対価請求権を区切る標識となり、その標識により可分な部分についての弁済が認められるというような性質のものではない。」と応答している。つまり、原審判決では、A国特許を受ける権利の承継対価とB国特許を受ける権利の承継対価は別個であるが、A国特許を受ける権利の承継対価は全体として1つであって、その一部期間に対応する実績補償金を支払った以上は、全期間に対応する実績補償金の消滅時効の利益が放棄されたと扱われたのである。

ところが、本判決は、同じA国特許を受ける権利の承継対価であっても、その内容は時期的に可分であって、承継対価を支払う際に使用者がどの時期に関する実績補償金であるとの意思を有し、またそれが従業者に表示されていたかによって、時効利益の放棄の対象は限定され得るとした。これは、放棄の効果の物的範囲に関して、意思解釈の問題であるとする現在の学説¹³⁾に沿うものである。

翻って考えると、時効完成後の時効利益の放棄や自認行為によって、消滅時効の援用権が失われ、その効果の発生が阻まれるのは、矛盾行為の禁止および相手方の信頼保護という2つの根拠に基づくものと思われる¹⁴⁾。すなわち、時効完成後に債務を承認しながら時効による債務の消滅を主張するのは矛盾しているし、また、債務の承認を受けて債務者はもう時効を援用しないと考えた相手方の信頼を保護する必要もある。そうであれば、いかなる範囲の債務について承認したかという債務者の意思に照らして矛盾主張の有無が判断され、またそれがどのように表示されたかによって相手方の信頼の可能性が考慮されることは、当然であろう。ある特定の国の承継対価請求権を可分と捉えて、その時効利益の放棄の効果を時期的に限定した本件判旨は、妥当であると解される。

5. 法定対価と消滅時効

もっとも、このように放棄の効果について時期的な限定を加えたとしても、さらに、本件支払によって、特許法35条3項が定める法定の相当対価請求権の消滅時効についても放棄の効果は認められるかについては、疑問がある。なぜなら、時効利益の放棄（権利承継対価請求権の消滅時効完成を使用者が知っている場合）であれ、信義則による援用権喪失（それを知らない場合）であれ、いずれにしても債務者たる使用者が債務の存在そのものについて認識していなければ、債務の存在を前提とした承認行為とは言えず、したがって時効消滅の効果は発生しないからである。本判決では、本件支払により（信義則による援用権の喪失ではなく）時効利益の放棄がなされたとされたから、使用者に消滅時効の完成の認識があったことになるが、それはつまり、債務の存在についても認識していたことを当然に意味する。

しかし、社内の職務発明規程等に則って使用者から権利承継の対価が支払われた場合には、使用者は消滅時効の完成を知らないどころか、それを超えた相当額との差額支払債務はそもそも存在しないとの認識であることが多いのではないか。実際に本件でも、Yは、本件支払は、改正後の特許法に基づく支払であるから、改正前特許法に基づいて発生した相当対価請求権に対する支払には当たらないし、また、Yには消滅時効期間が経過した相当対価請求権に対する支払という認識がなかったから、本件支払が時効利益の放棄に当たらないと反論したが、これらは判旨3.において、実質的な理由を付すことなくいずれも一蹴されている。

この問題は結局、職務発明規程等に基づく対価請求権と、特許法35条3項が定める相当対価請求権（相当額に充るまでの残額請求権）の関係を、どのようなものとして捉えるかに関わる

ように思われる。すなわち、本判決も含むこれまでの裁判例は、両者を一体のものと捉えているからこそ、前者の職務発明規程等に基づく実績補償金等の支払を、後者の相当対価支払債務に関する承認行為であると位置付け、時効利益の放棄を認めるわけである。しかし、両者は、その法的性質を大きく異にする¹⁵⁾。つまり、職務発明規程等に基づく対価請求権は、(擬制された)労使間の合意に拘束力の根拠がある契約上の約定債権であるが、特許法35条3項が定める相当対価請求権は、まさに同条項が創設的に認めたからこそ拘束力が生じる法定債権である。そうであれば、両者を一体として捉える本判決の立場は、理論的に説明が困難であろう。

そして、約定に基づいて弁済した債務が、それに関連するとはいえ、それとは異なる法定債権に対する債務の承認でもあるかは、先述した時期的な限定と同じく、時効利益の放棄の効果が及ぶ物的範囲の問題であるから、債務者の意思に従うこととなる¹⁶⁾。ここで、約定額で不足するのであれば、どのみち相当額との差額を支払わなければならないのだから、使用者は通常、こうした差額(承継対価に関する未払い分)は存在しないとの意思をもって約定額を支払っているのではないだろうか¹⁷⁾。

そうであれば、約定額の支払いをしたからといって、相当対価との差額分の支払について時効を援用することが矛盾行為として非難に値するかは疑問がある。また他方で、債権者たる従業者としても、あくまで約定額の支払いを受けたに過ぎない(この点は本件でも従業者に明示されている)のだから、相当対価との差額についても時効を援用しないとの信頼が形成されたとは言えまい。

さらに、本件事案の解決を離れても、同様の事案で使用者が約定対価の支払いを躊躇する事態は、従業者保護の観点から望ましくない。したがって、約定対価の支払いにより、却って使

用者に(予測可能性の低い)不利益な結果がもたらされることは、できるだけ避けるべきであろう。一部の期間に対する約定対価(実績補償金)の支払いは、あくまで残る期間の約定対価に対する時効利益の放棄に過ぎず、それとは法的性質を異にする相当対価との差額については、なお時効援用の余地を残すという抑制的な解釈が、政策的にも妥当であるように思われる。

注 記

- 1) 東京地判平成25年1月31日裁判所ウェブサイト。
- 2) ここで、特許法35条3項の類推適用の可否と、適用後の消滅時効の成否は、いずれも、実質法(日本特許法、日本民法)の解釈問題であることに留意を要する。
- 3) 最判平成18年10月17日民集60巻8号2853頁(日立製作所光ディスク事件)。
- 4) 日立製作所事件光ディスク事件の最高裁判決(前掲注3))では、特許法35条類推適用の理由として、①従業者・使用者間の交渉力格差に内外権利の区別がないこと、②各国の特許を受ける権利が社会的事実としては実質的に1個と評価される同一の発明から生じること、③内外権利を一元的に処理することが当事者の通常の意味であること、の3つを挙げていた。本判決は、このうち、②と③の理由に特に着目したものである(ただし、②については、日立最判が社会的に同一とみたのは発明であって、本判決のような特許を受ける権利ではない)。
- 5) 島並良・判例研究・L&T34号53頁(2007年)。
- 6) 大判大正6年2月19日民録23輯311頁、最判昭和35年6月23日民集14巻8号1498頁。
- 7) 最判昭和41年4月20日民集20巻4号702頁。
- 8) 債務者による推定覆滅をも認めないこのような結論は、矛盾行為の禁止や相手方の信頼保護から説明されている(山本敬三『民法講義I総則(第3版)』(有斐閣、2011年)608頁)。
- 9) 大阪地判平成17年4月28日判時1919号151頁(住友化学変性重合体製造法事件)。
- 10) 東京地判平成16年2月24日判時1853号38頁(味の素アスパルテーム事件)。
- 11) 同様の例として、東京地判平成14年11月29日判時1807号33頁(日立製作所光ディスク事件)。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 12) 前掲注1)。
- 13) 四宮和夫・能見善久『民法総則（第8版）』（弘文堂，2010年）410頁。
- 14) 信義則による援用権喪失に限定した説明として，山本敬三『民法講義Ⅰ総則（第3版）』（有斐閣，2011年）608頁。
- 15) 島並良「職務発明対価請求権の法的性質（上）（下）」特許研究39号21頁（2005年），42号5頁（2006年）。
- 16) 時効利益の放棄とは裏腹の関係にあり，同じく
- 意思解釈の問題とされる時効援用の物的範囲に関して，元本についての援用は利息金に及ばないとした例として，大判大正6年8月22日民録23輯1292頁を参照。
- 17) 中山信弘・小泉直樹編『新・注解特許法（上巻）』（青林書院，2011年）571頁，572頁（飯塚卓也・田中浩之執筆）。

（原稿受領日 2013年10月25日）

